

### (3) その他

#### 1 子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入について

##### (1) 目的

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子どもの均等割額を軽減する。

※均等割額とは…世帯当たりの被保険者数の人数に応じて均等に負担する  
金額

##### (2) 対象

未就学児

##### (3) 未就学児 1人当たり均等割額の改正内容

均等割額を 5 割軽減する。

	改正前	改正後	(差額)
軽減なし世帯	29,700円	14,850円	14,850円
2割軽減世帯	23,760円	11,880円	11,880円
5割軽減世帯	14,850円	7,425円	7,425円
7割軽減世帯	8,910円	4,455円	4,455円

##### (4) 国・地方の軽減額の負担割合

	負担割合
国	1／2
北海道	1／4
滝川市	1／4

##### (5) 市の負担増試算

軽減の対象人数は 106 人、新たな軽減額は約 100 万円と試算している。

市の負担割合は 1／4 のため、約 25 万の負担増となる見込である。

##### (6) 施行時期

令和 4 年 4 月

## 2 出産育児一時金の改正について

### (1) 出産育児一時金について

被保険者が出産したときは、出産に要する経済的負担を軽減するため、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金 40.4 万円と、加算対象として産科医療補償制度掛金分 1.6 万円を支給している。

※産科医療補償制度とは…分娩に関して発症した重度脳性まひによる経済的負担を補償するとともに、原因分析を行い再発防止に資する情報を提供する等

### (2) 改正内容

産科医療補償制度掛金が 1.6 万円から、1.2 万円に引き下げられること等から、出産育児一時金を 40.4 万円から、40.8 万円に引き上げる。

現 行：40.4 万円 + 加算分 1.6 万円 = 総額 42.0 万円

↓

改正後：40.8 万円 + 加算分 1.2 万円 = 総額 42.0 万円

### (3) 施行時期

令和 4 年 1 月

※下記の3、4については、令和3年度も引き続き実施することとなった。

### 3 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免について

#### (1) 対象となる世帯 (①、②のいずれかに該当)

- ① 世帯主が、死亡・重篤な傷病を負った。
- ② 世帯主の事業収入等の減少額が前年比30%以上減少する見込み。
  - ・前年の合計所得金額が1,000万円以下
  - ・前年の世帯主の事業収入等の所得以外の所得が400万円以下

※事業収入等：事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入

#### (2) 減免の対象となる保険税

- ① 令和2年度のうち、令和3年4月以降が納期限
- ② 令和3年度の全期分

#### (3) 減免割合

- ① (1)の①に該当する世帯：全額免除
- ② (1)の②に該当する世帯：保険税の2割から10割減免

#### (4) 申請期限 令和4年3月31日

#### (5) 減免決定件数 9件 1,572千円（令和3年8月16日現在）

### 4 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

#### (1) 対象者（以下、全てに該当している者）

- ① 給与等の支払いを受けている。
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染又は、発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ療養のために労務に服することができず、給与等の全部又は一部を受けることができない。

#### (2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

#### (3) 支給額

傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額

#### (4) 適用期間

令和2年1月1日から令和3年12月31日の間で、療養のため労務を服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

#### (5) 支給決定件数 0件（令和3年8月16日現在）